

横浜市立大学職員災害応急対策等派遣手当の支給に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学職員賃金規程第14条第1項及び公立大学法人横浜市立大学職員年俸制規程第5条第1項の規定に基づき、災害応急対策等の派遣に関する手当の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学職員就業規則第2条及び第3条で定める職員に適用する。

(災害応急対策等派遣手当)

第3条 災害応急対策等派遣手当（以下「手当」という。）は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を支給する。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した国内の横浜市の区域以外の地域に派遣され、災害応急対策又は災害復旧のための業務に従事した職員（当該地域を管轄する他の地方公共団体から当該業務に対する給与その他の給付の支給を受ける者及び消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定による協定に基づく消防の応援のうち要請を受けずに当該地域に出動した者を除く。） 日額 840 円
- (2) 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号）の規定に基づく国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域に派遣され、同法第2条に規定する国際緊急援助活動に従事した職員 日額4,000 円
- 2 前項第1号に掲げる職員が災害対策基本法第60条、第61条又は第63条、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第26条その他の法令の規定に基づき、避難勧告、避難指示、立入禁止、退去命令等の措置がされた区域において同号に掲げる業務に従事した場合の手当の額は、同号の規定にかかわらず、日額 1,680円とする。当該区域となった時より前にこれと同一の区域において当該業務に従事したことについて手当を支給することが相当であると理事長が認めるときも、同様とする。
- 3 前項後段の場合において、第1項第1号の規定による額により算定した手当が既に支給されているときは、前項の規定による額により算定した手当からこれを控除した額を支給する。

(支給方法)

第4条 この要綱に定める手当の支給は、職員が支給対象となる業務に従事した日から開始し、支給対象となる業務に従事しなくなった日の前日をもって終了する。

- 2 第3条に規定する手当の額は、勤務の状況により、他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、これを減額して支給し、又は支給しないことができる。
- 3 支給額が日額により定められた手当に係る業務に従事した日数は、暦日によって計算する。

(その他)

第5条 この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。ただし、この要綱の規定は、平成 23 年 3 月 11 日から適用する。